

平成25年 3月21日

和光市教育委員会
教育長 大久保 昭男 様

和光市文化財保護委員会
委員長 田中 明

和光市指定文化財管理（修理・復旧）費補助金交付要綱について（答申）

平成24年7月9日付和教生第78号で諮問された標記のことについて、審議した結果を別紙のとおり答申いたします。

和光市指定文化財管理（修理・復旧）費補助金交付要綱について（答申）

1 答申する事項

和光市指定文化財管理（修理・復旧）費補助金交付要綱の制定に伴う補助率の設定について

2 答申までの経過

平成24年7月9日付（和教生第78号）で諮問された当案件は、和光市文化財保護条例に基づく和光市指定文化財管理（修理・復旧）費補助金交付要綱の制定に伴い、補助率の設定について諮問されたものである。

和光市文化財保護委員会としては、諮問を受けた平成24年7月9日に委員会で協議し、答申に当たっては小部会を設けず、保護委員会全体で意見をまとめていくことを確認した。検討に当たっては、平成24年10月26日付で文化財保護委員長から各委員に対する質問調査を実施し、各委員の率直な意見を集約した後、平成24年11月26日に第2回文化財保護委員会を開催し、先に実施した質問調査の結果を基に意見交換を行った。

3 答申内容及び理由

本件については、補助率を設定することについては賛同とするが、市長が認めた場合などについては個々の状況に応じて対応することができるように弾力的な対応が可能な要綱とすべきであり、且つ補助率については、近隣市区町村等を十分参考にして設定することで教育委員会教育長に一任する。

以下、答申理由を記す。

先に実施した質問調査の結果によれば、文化財保護委員9名のうち、補助率を設定する必要があるとしたのは5名、必要はないとしたのは4名とほぼ拮抗した結果であった。補助率を設定したほうが良いと答えた理由については、「補助金交付の目安や限度額を明らかにすべきである」、「全額補助が望ましいが、限度額を設定しなければ高額になる」など、補助についての考え方を明確にすることについての意見があった。必要はないと答えた理由については、「指定文化財の対象が種々あり、ケースバイケースで対応すべき」、「管理する者の状況によって補助に配慮が必要と思われる」、「柔軟な対応を可能としたほうが保護に役立つ」といった内容が主であった。また、第2回保護委員会において協議する中で、質問調査結果を踏まえた意見交換を行ったところ、所有者が一定程度負担することで所有者に管理責任を認識してもらうことができる点が指摘されたほか、文化財の保護については柔軟な対応が必要である旨の意見が出された。

従って当委員会としては文化財保護のためにこれらの意見を十分に尊重し、上記のとおり答申することとした。